

職場だより

私の職業生活は卒業以来で、厚生行政の中に二十五カ年間の歳月を越えてしまいました。その職場は東京都十四カ年間、福井県庁に一カ年間、厚生省に十一カ年を過ぎました。が、何をしたらかと、たずねられますと、働け！ 働け！ 蜂も蝶もみな仕事を待つてゐる。よろこびに溢れて働いてゐる。けれど労働は慰みごとではない、と誰れかの詩のことばのように私は働いたに過ぎなかつたと申さねましよう。しかしこんなことを書いてしまつたら原稿にならないから少し理窟っぽい報告をして職場だよりにいたします。

昔のことは別として、この十一カ年間の社会事業は戦後を契機に非常に科学的・民主的体系による社会保障を基盤にした社会福祉事業へと展開して行き、この大きい転回の渦巻の中で私は仕事をしてきました。戦後私は厚生省社会局援助課に属し、戦時中活動しておりました軍事保護院の残務の一部である、未亡人・遺児・身体障害者等の援助処理を行なつておりましたが、積極的にこれらの戦争犠牲者の方々の問題を

とりあげて公的援助する事は敗戦日本の事情からゆるされておりませんでしたから、激しい国民の非難の声をあびて関係者の方々と一緒に苦しい思いをしてきました。それはなぜかと申しますと連合軍司令部の指示によつて、社会福祉の考え方が國家責任、無差別平等の原則の基本的觀念の下に、終戦まであつた救護法・戦時災害法・

厚生行政に

二十五年間

厚生省児童局企画課
厚生 技 官
植 山 づ る

（二十七回生）

母子保護法・軍事扶助法というような法律を統合廃止し、生活保護法一色にして施行したため母子家庭・遺家族・身体障害者・児童等の対策は、単に最低生活の保障として一般貧困者と同じようにとり行う以外の特別の措置の途は全く閉ざされていたのでありました。然しながら何とかしてこれら

の家庭援助を見出すために、当時の社会、家庭の悪条件の多い環境に育てられている児童問題の緊急性と児童福祉事業の整備の必要性を強調して司令部指導のもとに児童福祉対策が打出されたのでした。

そして先ず巷に溢れ出ている浮浪児保護・戦災引揚孤児・不良児・疎開児童の復帰保護をはじめ、母子保健上、児童の社会環境の整備等による施策が行われ、それを中心にして児童福祉の綜合法の研究が進められたのであります。この研究にあつた私はただ上司の下にうごめいていたと申すにふさわしいことしかしておりませんが、草案準備にあつて久しく終戦してきた児童福祉の研究が幾分なりとも立法化されたことは戦争犠牲の児童に対する大人の償いの一つであるような気が致しまして将来の運営についての使命を感じております。この児童福祉法は最早みなさまも御存じのように昭和二十二年十二月十二日公布されたものでありまして、この施行は翌年四月一日でしたがこれを施行します局として新たに児童局が設置され（当時より今も企画課に属してあります）私は企画課にて法

職場だより

の総合的運営の所管事務に係りたしてきましたが、この法律は当時の社会情勢と國民的思想を背景にして生れただけに従来のような法律規定のみではなく、むしろ道徳的、倫理的規範の性格を強く現わしている法律であつて、児童福祉の原理として法の総則にもかかげているように「すべて國民は、児童が心身ともに健やかに生れ、且つ育成されるように努めなければならぬこと」と、すべて児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないこと」を規定し、特殊な条件の下にある児童保護から、さらにすすんですべての児童と妊産婦の要保護の予防的措置から一般児童の健全育成を目的として、児童の生活の保護の外、保健・精神の発達・行動の問題・情操の問題等を内容とし、既存の法令を尊重しつつ総合的にできてくる特色ある法律であります。しかしながらこの新しい性格をもつた児童福祉行政は必ずしも理論的には割りきれていないにしても社会事業の一環として過去の事業の上に積み重ねられて発達してきた児童保護の沿革的理由と児童福祉についての社会的要求による二つの基礎の上に今日の児童福祉事業が存在しております。

然るにこのような行政は経済的・政治的に兎角輕視されがちでありまして過去十カ年間は予算や行政整理等の激しい風雪の中に育つてきたようなものでありました。またこの行政を推進した後盾は、昭和二十六年五月五日制定されました児童憲章であり、将来への児童福祉を前進させる輿論の力をもつていゝものでありますが、ともに児童福祉問題は母親たちの力で解決されるような行政の在り方を育くむために今後一層努めたいと考えている一つであります。

次に主な私の仕事は婦人福祉問題についてでありました。それは昭和二十一年二月まで存在していた公娼廢止につづいて発生した特殊地域の売春婦、盛り場を中心にして現われた街娼、転落のおそれある婦女子に対する保護更生の施策でありました。これは当時の内務省はじめ各関係者においてそれぞれ所管事項をとりあげまして厚生省は保護更生要綱をつくり、これらの婦人にいこいの場所を与え、職業輔導を行い更生させる收容施設を主要都市七府県に十七カ所設置いたしました。この施設はようやく十一年目に日の目を見て昭和三十三年四月一日から施行される売春防止法の第

十八条の收容施設（婦人保護施設）に切り換えられる施設になります。売春防止法成立によつて売春行為を社会悪とする國家の意志を明らかにしたことは婦人の基本的人権の尊重を根底にした婦人解放のために大きいヒットであつたと思ひます。現在の所管は、社会局生活課において準備されておりますが、児童局に関連する問題も多く発生することでありまして緊密に連絡して十一年前に播いた苗木に実ができてまいすようにしたいと思ひますが、婦人福祉問題の解決に一般婦人の協力を求めなければその運用の効果は上がらないだけにむづかしい行政と云えましよう。

第三は、私が終戦直後から対策をたてるべきであると主張しておりました未亡人と、その子供の問題であります。これは前述いたしましたような理由で政府として採り上げられなかつたのでありますが窮迫している母子の生活実態が社会問題化され、新聞雑誌、ラジオで報道され、また未亡人會や遺族自体の運動が反映し、昭和二十四年五月、國會の衆参兩院において「未亡人並びに戦死者遺族の福祉に関する決議」が採択されそれが動機となり、政府は「母子

職場だより

福祉対策要綱」を定め、はじめてこの種（特別の対象者を別にした）の援護対策を打出すことができたのであります。そして昭和二十七年まで母子年金制度や、母子福祉綜合法の研究や予算化を研究しておりましたが、地方的にも実行している経済的に援助することによつて自立更生を目的とする貸付金制度を検討した結果、昭和二十七年十二月二十九日「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が議員提出によつてようやく制定されたのであります。

この法律の内容は皆さま方にも関係ありますから述べておきますが、これは母子一体の原則を尊重し、母子世帯だけを対象にしており、貸付金制度として生業・就職支度・技能修得・事業継続・修業・修学・住宅補修（昭和三十一年改正）の資金を貸付けることができること、また母子の相談に応ずる相談員の設置、売店の設置、専売品販売の許可についての法的措置を定めたものであります。それぞれ貸付金額、据置期間等が定められ三十一年度までに国と都道府県合わせて三十八億四百三十三万円の資金が貸出されております。

而し、この法律は母子福祉対策としての

柱を築いたに過ぎないものでありまして、今後母子福祉綜合法や母子年金が要望されているように、社会保険制度のない日本の現在、母子福祉のためには、一般の社会保険制度の実現に先だち特別な保護なくしては生き得られない母子のために母子綜合法が当然検討されるべきであると信じているものであります。

このようにして、十一カ年間に厚生行政としても重要視され三つの課題に日本の再建を希う一つの仕事として限らない熱情を燃やしつつ取組んではたらかれたことに深い感謝と職場の誇りを感じております。勿論、これらの立法化やその後の運営については何十人かの人たちが協力し合つて動いてこそ実現されたものであることは皆さまも御承知でありましようが、上司の命令に従つて動くについても職場は機械の組合せと同じようなものでネジの一部がゆるんでも全体の動きに影響するものであるということと、組織の中の人間関係のむづかしさを意識すれば調和以外に生きる道はないような人生観をもつているのであります。社会的調整できる人とは調和と妥協性について悩むことなく生き貫らぬけられる人を云

うのでありましよう。

また、一面、これから社会に出られる若い人たちがすぐ感じられることは民主化された現今の職場でも生きんがための男女闘争の激しきは歴史がつづく限りきびしく行われ、殊に歴史をもたない婦人の職場は余程の努力なくしては特別化され、実質的には今なお堅く閉ざされていると云うことであります。

これにはどうしても婦人の力が結集されて開拓して行くことより外ないのであります。その向こう方向は科学的、技術的に婦人の職業分野を開拓して行くことと、母性として婦人や児童の福祉を育くむためにもつと多くの婦人が行政部門に進出するようにならなければ新しい厚生文部行政は進展して行かないと考えております。またまららない十一カ年間の職場だよりと、感じている職場に生きる考え方を申述べて貰はたします。

×

×

×